



高齢者の福祉サービス

誰もが元気に安心して
暮らせるまちづくり

諏訪市高齢者福祉課



本資料は、諏訪市音声サービス「きけるよ！」のQRコードを表紙の右上に掲載しています。

QRコードをスマートフォン等のカメラで読み取ること
で、各ページに記載された内容を音声にてお聞きいた
だけます。

再生画面の左下にある目次のプレイリストより、お聞
きになりたいページを選択することができます。

令和7年2月作成

目 次

○自立支援のためのサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2～3
◆食の自立支援	
◆高齢者等補聴器購入助成	
◆住宅改良アドバイザーの派遣	
◆寝たきり高齢者等の住宅改修に対する補助	
◆自立支援のための住宅改修に対する補助	
○生活支援のためのサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
◆高齢者タクシー利用料金の助成	
◆福祉電話の設置	
◆緊急通報システムの設置	
◆日常生活用具の購入支援	
○福祉用具の給付・貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
◆車イスの貸し出し	
○在宅で介護する人への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5～6
◆寝たきり高齢者等訪問理美容サービス	
◆介護用品の購入援助	
◆介護者慰労金の支給	
◆燃やすごみ指定袋の支給	
◆見守りネットワーク事業	
◆認知症高齢者等見守りシール交付事業	
◆認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	
◆家族介護支援事業	
◆認知症高齢者家族の会	
○生きがい支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
◆シルバー人材センター	
◆生きがいひろば	
○知っておきたい認知症の知識と相談先・・・・・・・・・・	P. 8
○お困りのことはありませんか？	
◆諏訪市地域包括支援センター、在宅介護支援センターのご案内・・・・・・・・	P. 9

高齢者への支援サービスの問い合わせ先

諏訪市役所 高齢者福祉課 52-4141（内線：291・292・298）

自立支援のためのサービス

◆食の自立支援

内 容	在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、高齢者の「食の自立（食生活の改善と健康増進）」の観点から、配食及び見守りサービスを行っています。糖尿病等の治療食にも対応できますので、ご相談ください。
対 象	65歳以上の市内在住者で、次の①～③のすべてに該当する人 ①ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など ②市町村民税所得割非課税世帯（同居する全ての者） ③自立支援の観点から、このサービスを利用することが適切であると判断される人
配 食 日	週1日から利用できます。（昼食または夕食。1日1食まで。）
利用者負担	1食300円程度 ※お弁当は指定配食業者の普通食（ごはんとおかず）です。実費を加算することで糖尿病食等へ変更可能です。

◆高齢者等補聴器購入助成

内 容	加齢による聴力の低下で周囲とのコミュニケーションに不安を感じる高齢者等が補聴器を購入する費用の一部を助成します。
対 象	60歳以上の市内在住者で、次の①～④のすべてに該当する人 ① 聴覚に係る身体障害者手帳を持っていない人 ② 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、耳鼻咽喉科医師から補聴器の装用が必要と診断された人 ③ 世帯員全員の市町村民税所得割額が3万円以下であること ④ 世帯員全員が市町村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと
助 成 額	補聴器の購入費用の3分の1（市町村民税非課税世帯の場合は2分の1）以内の額で、上限額3万円

自 立 支 援 の た め の サ ー ビ ス

◆住宅改良アドバイザーの派遣

内 容	居室などへの手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を検討している人へ、市に登録されている住宅改良アドバイザーを派遣して適切な住宅改修のための指導や助言を行います。
対 象	65歳以上の高齢者、介護認定のある方、身体障害者等、介護・介護予防を目的とした住宅改修を検討している人
利 用 料	無料

◆寝たきり高齢者等の住宅改修に対する補助

内 容	在宅で寝たきり高齢者等を介護するため、居室や浴室などを改修する場合、その工事費用の一部を補助します。
対 象	要介護認定を受けている寝たきり高齢者等を在宅で介護している家庭で、世帯の所得税額合計が8万円以下の人
補助対象額	工事費用の上限額70万円（1割は自己負担）

◆自立支援のための住宅改修に対する補助

内 容	要介護認定で非該当（自立）と判定された高齢者で、介護予防のために、居室などへの手すりの取り付けや段差解消などの改修をする場合、工事費用の一部を補助します。
対 象	要介護認定で非該当（自立）となった人で、世帯の所得税合計が8万円以下の人
補助対象額	工事費用の上限額10万円（1割は自己負担）

生活支援のためのサービス

◆高齢者タクシー利用料金の助成

内 容	病気やけがなどで通院する際、バスの利用が極めて難しい高齢者に対してタクシー利用料金の一部を助成します。
対 象	70歳以上の市内在住者で、次の①～③のすべてに該当する人 ①ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯 ②市町村民税所得割非課税世帯（同居する全ての者） ③病気やけがなどで通院時に、バス利用が極めて困難であると判断される人 ※要介護1～5までの要介護認定者と障害者タクシー助成を受けている人は除きます。③は65歳以上で市長が認めた者
助 成	1回900円（年間24回まで）

◆福祉電話の設置

内 容	低所得のひとり暮らしの高齢者に電話加入権を貸与し、基本使用料を市が負担します。通話料・オプション料金は自己負担となります。
対 象	市町村民税非課税のひとり暮らし高齢者で、貸与が必要と認められる人

◆緊急通報システムの設置

内 容	ひとり暮らし高齢者等が、緊急時に24時間体制のセンターへ通報することにより、センターの係員が緊急対応し救急車の要請や協力員への連絡をします。
対 象	市内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯
利 用 料	月額310円
条 件	近隣に住む協力員（3名）の登録が必要です（困難な場合はご相談ください）

◆日常生活用具の購入支援

内 容	市内在住のひとり暮らし高齢者等に、火災警報器、自動消火器、電磁調理器の購入費用について給付をします。（所得税額による要件があります。）
-----	---

福祉用具の給付・貸与

◆車イスの貸し出し

利 用 料	短期（1か月未満）・・・無料 1か月以上・・・2,000円／回
（申）・ （問）	諏訪市社会福祉協議会（市総合福祉センター2階） ☎52-2508

在 宅 で 介 護 す る 人 へ の 支 援

◆寝たきり高齢者等訪問理美容サービス

内 容	在宅の寝たきり高齢者等を対象に、業者の出張理美容を受けた際の【出張料】に対し年5回まで援助券を支給します。事前の申請が必要です。
対 象	障害および傷病等の理由により理髪店または美容院へ出向くことが困難な次のいずれかに該当する65歳以上の在宅の高齢者 ①市の要介護者台帳に寝たきりとして登録されている高齢者 ②要介護4または5の認定を受けた高齢者
そ の 他	理美容料金は自己負担。出張料のうち1,500円を超える部分は自己負担。

◆介護用品の購入援助

内 容	介護者(家族)の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等の介護用品の購入に対する援助券を支給します。事前の申請が必要です。
対 象	市内在住で、要介護4または5と認定された高齢者を在宅で介護している市町村民税非課税世帯（同居する全ての者）の人
対 象 用 品	紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭 ^{せいしき} 剤、ドライシャンプーに類する介護用品
助 成 額	年間75,000円まで（1回の申請につき18,750円まで）

◆介護者慰労金の支給

内 容	寝たきりや重度の認知症の高齢者を長期にわたって在宅で同居して介護している介護者に対し、労をねぎらうために慰労金を支給します。
支 給 月	12月頃

◆燃やすごみ指定袋の支給

内 容	令和3年4月1日から開始された「家庭系燃やすごみ有料化」に当たり、負担の軽減を図るため、燃やすごみ指定袋を支給します。
対 象	市内に住所を有し、要介護認定又は要支援認定を受けた方のうち、在宅で紙おむつを使用している方。
支 給 内 容	燃やすごみ指定袋 22リットル 1か月につき5枚（年間60枚まで）
(申)・ (問)	環境課までお問い合わせください。（内線211、212）

在宅で介護する人への支援

◆見守りネットワーク事業

内 容	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市と民間事業所、警察署等の協力機関が連携し、異変（郵便物が何日も溜まっている、消費者被害の心配があるなど）や行方不明が発生した場合に、早期に気づき必要な支援につなげる仕組みです。 行方不明の心配がある高齢者の情報（氏名、身体的特徴、写真等）をご家族が事前に登録いただくことで、行方不明になった場合の検索に見守りネットワークを活用することができます。（登録情報は市と警察署で共有します。）
対 象	市内在住の認知症高齢者等

◆認知症高齢者等見守りシール交付事業

内 容	認知症等により行方不明になる心配のある高齢者やその家族を支援するため、QRコードが印字されたシールを交付します。発見者がQRコードを読み込むことで直接家族等と連絡が取れるため、早期発見・保護につながります。
対 象	市内在住の認知症高齢者等
助 成 内 容	ラベルシール 30 枚 ※登録・発見時の通信費用は自己負担になります。 ※シールの追加交付については枚数に応じて実費を負担していただきます。

◆認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

内 容	認知症等の高齢者が日常生活のなかで、偶発的な事故により第三者に対して法律上損害賠償責任を負った場合に、諏訪市が契約する認知症高齢者等個人賠償責任保険を利用して補償を受けることができます。 利用には、事故発生前にあらかじめ申請が必要です。
対 象	市内在住で、諏訪市見守りネットワーク事業に登録された認知症等の高齢者及び40歳以上の若年性認知症の方。

◆家族介護支援事業

内 容	適切な介護知識・技術の習得やサービスの適切な利用方法の習得等を目的とした教室を開催します。また、介護者相互の交流会等を開催しています。
-----	---

◆認知症高齢者家族の会

内 容	認知症の高齢者を介護する介護者が、懇談会、レクリエーションなどの活動を行っています。
	●認知症介護者の会「こむぎの会」 日時 毎月第3木曜日 午後1時30分 会場 湯小路いきいき元気館3階会議室 参加料 菓子代等（必要な時のみ）

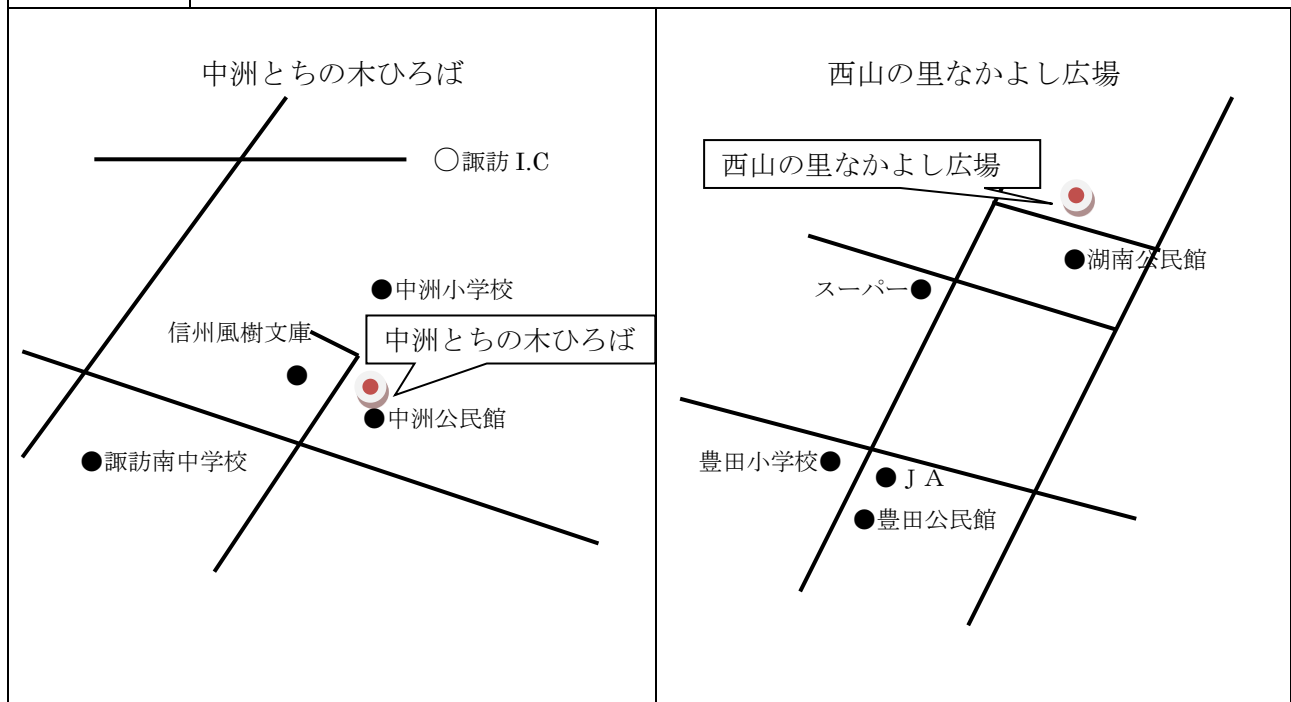
生 き が い 支 援

◆シルバー人材センター（☎ 5 7 - 1 3 8 8）

内 容	高齢者の経験や技術を社会に生かし、臨時的・短期的または軽易な仕事をする ことで、生きがいの場を提供しています。
対 象	おおむね 60 歳以上の人

◆生きがいひろば

内 容	住民がお互いに支え合う地域社会の実現をめざし、健康づくりや福祉づくり、 世代間の交流を促進することを目的としています。 ●中洲とちの木ひろば ☎ 5 7 - 7 8 0 0 諏訪市大字中洲 2 8 4 7 番地 1（中洲公民館に隣接） ●西山の里なかよし広場 ☎ 5 2 - 7 4 1 5 諏訪市大字湖南 4 0 1 6 番地 1（デイサービスセンター西山の里に隣接）
-----	--



知っておきたい認知症の知識と相談先

早期診断と早期治療が有効です。

早期の治療が認知症の進行を遅らせるのに有効です。そのため、「何か変だ」と感じたら、主治医やお近くの「認知症相談医」又は「認知症専門医療機関」などに相談ください。

《認知症相談医》

県が実施する「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を受講した医師です。

R6.3 現在

宮坂圭一医師	宮坂医院 (元町)	TEL 52-1711
柳澤正志医師	柳沢医院 (小和田南)	TEL 52-0159
松本宙明医師	松本医院 (清水)	TEL 52-3247
小松佳道医師	諏訪豊田診療所 (豊田)	TEL 52-1802
高林康樹医師	高林内科呼吸器クリニック (湖岸通り)	TEL 54-1159
関 元博医師	湖南関医院 (湖南)	TEL 58-1680
五味志文医師	五味医院 (大手)	TEL 52-1126
五味茂喜医師	五味医院 (大手)	TEL 52-1126
矢澤和虎医師	やざわ虎クリニック (高島)	TEL 57-8300
林 晴彦医師	はやし小児科内科医院 (上金子)	TEL 53-7888
有賀誠司医師	あるがクリニック (湯の脇)	TEL 78-1235
清水俊樹医師	清水クリニック (湖岸通り)	TEL 53-1625
小松信俊医師	いちょう並木クリニック (四賀)	TEL 58-5522
渡邊一弘医師	渡辺内科クリニック (四賀)	TEL 53-6088

《認知症専門医療機関》

県の指定を受けている認知症に関する医療相談や診断などを行う専門機関です。

医療機関	住 所	電話番号
諏訪赤十字病院 (認知症疾患医療センター)	諏訪市湖岸通り 5-11-50	78-4560

《認知症やその介護でお悩みの方への電話相談》

名 称	電話番号
若年性認知症コールセンター (長野県)	0268-23-7830
若年性認知症コールセンター (厚生労働省)	0800-100-2707
認知症の人と家族の会 長野県支部 (長野市)	026-293-0379

《諏訪市地域医療・介護連携推進センター (ライフドアすわ) TEL 78-0477》

ライフドアすわには、認知症地域支援推進員が配置されています。

認知症になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるために、地域全体が認知症を正しく理解し、身近なこととしてとらえることが大切です。認知症地域支援推進員は認知症に関する様々な事業を企画・実施します。認知症の知識を広めたり、認知症の人やその家族の理解者を増やして、地域で支える体制づくりを推進します。

お困りのことはありませんか？

健康面、介護や認知症に関する困りごとがありましたら、地域包括支援センター・在宅介護支援センターにご相談ください。

高齢者の方々が安心して住み慣れた地域で生活していけるようにサポートします。

諏訪市地域包括支援センター（諏訪市役所 高齢者福祉課内）

☎ 5 2 - 4 1 4 1 内線 2 9 1 ・ 2 9 2 ・ 2 9 8

◆在宅介護支援センター（市内4箇所）

聖母在宅介護支援センター ●温泉寺 ●エプソン ●大和郵便局 ●上諏訪駅 国道 20 号	在宅介護支援センター かりんの里 ●日赤 ●体育館 ●高島城 中門川
【上諏訪 北部・中央地区 担当】 聖母 在宅介護支援センター 〒392-0001 諏訪市大和 1-5-7 老人ホーム聖母寮内 ☎ 5 2 - 3 5 1 2	【上諏訪 東南部・小和田地区 担当】 在宅介護支援センター かりんの里 〒392-0027 諏訪市湖岸通り 5-11-5 老人保健施設かりんの里内 ☎ 5 7 - 5 5 3 3
在宅介護支援センター湯の里 ●四賀公民館 ●本屋 ●諏訪 IC ●中洲小学校 ●中洲公民館	在宅介護支援センター西山の里 ●スーパー ●豊田小学校 ●J A ●豊田公民館 ●湖南公民館
【四賀・中洲地区 担当】 在宅介護支援センター 湯の里 〒392-0012 諏訪市大字四賀 2213-1 デイサービスセンター湯の里内 ☎ 5 7 - 1 0 0 0	【豊田・湖南地区 担当】 在宅介護支援センター 西山の里 〒392-0131 諏訪市大字湖南 4016-1 デイサービスセンター西山の里内 ☎ 5 6 - 1 0 0 0